

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件: 平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

2016年11月30日

### 準備書面3

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士

河村 健夫 

同

山本 志都 

同

指宿 昭一 

同

中井 雅人 

債権者らは、本準備書面において、平成28年11月14日付債務者準備書面(2)に対し、必要な限りで認否反論を行う。

## 第1 第1について

### 1 「2」について

#### (1) (1)について

なお書き以降について否認する。

#### (2) (2)について

第2段落中、「高松差別裁判」とよばれる誘拐被告事件があり、判決が下されている事実は認めるが、債務者が主張する経緯は不正確である。その余は全て否認ないし争う。

高松地裁は、1933年6月、被差別部落の出身であることを相手に告げずに結婚したことが誘拐にあたるという検事の論告を認めて、2人の被告人に有罪（実刑）の判決を下した。この論告や判決の背景に被差別部落に対する差別意識が存在することは明らかで、全国水平社はこの裁判に対する糾弾闘争を行ない、この運動は全国的に広がり、関与者の処分有罪とされた被告人らの早期の仮出獄という成果を得た。「高松差別裁判」事件では、単に裁判で用いられた言葉が問題にされたのではない。

また、債権者らが「被差別部落出身者」として債務者の本件出版によって人格権の侵害を受けると主張することと昭和8年9月25日司法次官通達とは何の関係もなく、債務者の主張は理解しがたい。

#### (3) (3)について

否認ないし争う。

### 2 「4」について

否認ないし争う。

債務者は、被差別部落に対する差別を助長する結果を招来することを認識しながら、本件出版を企図しているのであって、債権者らは自らに生じることが確実な人格権の侵害を防止するためには、そのような債務者の行為に対して、債権者準備書面1・8~10頁で主張したような対応を行つ

た上で裁判上の権利行使を行うしかなかった。債務者の行為に対して債権者らがとらざるをえなかつた対応について、「同和問題を口実に行政や企業に不当要求を行う『えせ同和行為』」と規定する債務者の主張については、債務者の歪んだ人権や差別に関する意識を如実に示すものとして弾劾する。

### 3 「5」について

本件出版予定物と債権者解放同盟の構成員との関係はこれまで主張してきたとおりである。現在も「被差別部落」は存在し、「被差別部落」が存在する以上「被差別部落出身者」が存在することは厳然たる事実である。債権者準備書面2でも主張したとおり、「被差別部落出身者」という法律上の身分が存在するか否か」ということは、債権者らに人格権侵害が生じることと全く関係がない。

### 4 「6」について

債権者らが、準備書面1・12頁で戸籍謄本等不正取得事件が多数生じていること（すなわち、現代社会においても、結婚差別・就職差別を中心とする部落差別は根深く残っていること）を主張・疎明したのに対して、債務者の認否・反論は全く筋違いであり、認否の要を認めない。

## 第2 第2について

個人債権者らが構成員となっているわけではない諸団体の見解について、債権者らは関知する立場になく、また、本件保全事件の要件事実との関係も不明というほかなく、主張自体失当である。

ただ、「全国部落解放協議会」に関する主張は看過しがたいので、一言述べる。

「全国部落解放協議会」は債権者準備書面2・5頁以下で整理したように、債務者代表宮部龍彦氏（以下「宮部氏」という。）自身が「実験」のた

めに立ち上げた、「部落解放運動」とは全く相反する目的を有した組織であり、本件出版予定物の出版まで何の活動実態もなかった。その後、宮部氏は、本件出版予定物あるいはこれと同内容の出版物の頒布のためにこの組織の名前を用いている。

なお、債務者は「債務者らが所属する」と主張しているが、債務者は法人であり、これは宮部氏らをさすものと理解した。

### 第3 第3について

否認ないし争う。

債務者は、債権者らの人格権を侵害しても、全國部落調査は学術的価値の高い文書であり、その出版は学問の自由の行使であるから、債務者の行為が正当化されると主張するようである。

しかし、債務者は、自身のウェブサイトにおいて、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものをを目指します。」(疎甲10)と挑発的な文言を用いつつ、本件出版予定物の内容を説明している。宮部氏らが行っているように被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒すことを奨励しているかのような記載である。他方で、部落問題を扱う研究は多数存在するが、それらは、当事者の意思を尊重しつつそれに寄り添い、その上で部落差別解消のために、さまざまな分析・提言等を行うというものである。本件出版予定物や宮部氏らの言動からは、こうした当事者の現実に向き合った形跡を微塵もうかがうことができず、前述したように、差別を助長する結果が産み出されることを自認し煽っているのであって、およそ学問目的を有しているとは考えられない。債務者が「学問の自由」を持ち出すことは失当である。

「全國部落調査」自体も、被差別部落名等を羅列した中央融和事業協会の内部文書に過ぎず、「学術的価値の高い文書」だとは到底評価できない。

以上